

令和5年8月

お客さま 各位

豊橋信用金庫

当座勘定規定の改定のお知らせ

平素は、豊橋信用金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

この度、当金庫では、令和5年9月からの「こたら送金」の取扱い開始に伴い、当座勘定規定を下記のとおり改定させていただきますのでお知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいておりますお客さまにも適用させていただきます。

誠に勝手ではございますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 改定日

令和5年8月23日（水）

2. 改定する規定

当座勘定規定（一般用）

3. 改定内容（下線部分が変更箇所）

第9条（支払の範囲）の条項に手形・小切手の決済資金への充當時限を追加します。

改正後	改正前
1. ～8. <略>	1. ～8. <略>
9.（支払の範囲）	9.（支払の範囲）
(1) <略>	(1) <略>
(2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の午後3時まで</u> に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により午後3時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。	(2) <新設>
(3) <略>	(2) <略>
10. ～33. <略>	10. ～33. <略>
以上	以上

以上